

石原淳一

認証製品等の消費促進を通じた再犯防止を含む包摂的な社会の構築の試み

## 1 国際社会と再犯防止

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、「平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること」が取り組むべき課題の一つとされ、「誰一人取り残さない」ことが誓われている。

2021年3月に、半世紀ぶりに我が国において開催された京都 kongress において採択された「京都宣言」においては、前記アジェンダを念頭に「雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関の間の省庁間連携とともに、これらの行政機関と犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する協力雇用主や地域ボランティアを含む地域社会の間の官民連携を促進することにより、再犯を防止するためのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進する」ことが宣言されている。

## 2 日本における再犯の状況

### (1) 犯罪の推移

刑法犯の認知件数は、2002年に2,854,061件に達した後、18年連続で減少している<sup>1</sup>。特に、少年犯罪の減少が著しい。人口当たりの検挙人員を年齢層別に見ると、2002年には、14歳から19歳までの人員が圧倒的に多かったが、2003年をピークに急激に減少した。2003年には、14歳から19歳までの人口1万人当たりの検挙人員（176.0人）は、2番目に多い20歳から29歳まで（39.6人）の4倍を超えていたところ、2017年には、14歳から19歳までの人口1万人当たりの検挙人員（38.4人）は、2番目に多い20歳から29歳まで（30.1人）の約1.3倍に過ぎない<sup>2</sup>。

平成30年版警察白書は、2002年以降、犯罪が大幅に減少した原因について、「明確に述べることは困難」としつつ、①官民一体となった総合

<sup>1</sup> 法務省法務総合研究所（2021）「令和3年版犯罪白書」

<sup>2</sup> 警察庁（2021）「平成30年版警察白書」

的な犯罪対策、②人口構造の変化、③少年の意識の変化が影響した可能性を挙げている。

平成 30 年版警察白書が挙げた要因の一つである「犯罪対策」が犯罪数の減少にどの程度寄与したのかについては、慎重な検証が必要である。犯罪対策と犯罪数との間に相関関係があることは明らかであるが、因果関係があるかどうかについては、必ずしも明らかではない。

2 つ目の要因である人口構造の変化、要するに、若年人口の減少が犯罪の減少に寄与していることは疑いない。人口当たりの検挙人員を年齢層別に見ると、14 歳から 19 歳までの検挙人員が、一貫して最も高いところ、この年齢層が総人口に占める割合が低下しているからである。しかし、これだけでは十分に犯罪の減少を説明はできない。なぜなら、少年に関し、人口 10 万人当たりの検挙人数も急落しているからである。前記のとおり、14 歳から 19 歳までの人口 1 万人当たりの検挙人員は、2003 年から 2017 年にかけて、82.9%も減少した。

3 つ目の要因である少年の意識について、警察庁は、近年の若者に規範意識の向上が見られることを指摘している<sup>3</sup>。また、土井（2016）は、今日の若者は、かつての若者に比べ、孤立をおそれ、「仲良しグループ」を死守する傾向にあることなどを若年者の犯罪減少の要因であるという興味深い分析をしている<sup>4</sup>。以前より人間関係の自由度が高まり、友人数が多いことが人間的魅力のバロメーターとして認識されるようになった社会において、犯罪・非行に代表される逸脱した行動は、友人から疎外されるリスクと認識されるのである。

## (2) 再犯の状況

### ア 再犯者の推移

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員は、2006 年をピークとして減少を続けており、2020 年は 2006 年と比べると 39.9%少なかった。しかし、初犯者の人員は、これを上回るペースで減少してい

<sup>3</sup> 警察庁（2021）「平成 30 年版警察白書」

<sup>4</sup> 土井隆義（2016）「リスク回避する若年層，危険回避する高齢層——一般刑法犯検挙人員の動向が意味するもの——」（JAPANESE JOURNAL OF SOCIOLOGICAL CRIMINOLOGY No. 41。10-25）

るから、再犯者率（刑法犯により検挙された者のうち再犯者が占める割合）は上昇しており、2020年には49.1%に達した<sup>5</sup>。

少年についても類似の傾向があり、再非行少年の人員は、2004年をピークとして減少を続けており、2020年は2004年と比べると84.0%も少ない。しかし、再非行でない者の人員も大きく減少しているから、再非行少年率は高い水準で推移しており、2020年には34.7%であった<sup>6</sup>。

#### イ 再入者の推移

入所受刑者人員のうち、再入者の人員は、2006年をピークとして減少を続けており、2020年は2006年と比べると、47.1%少なかった。しかし、初入者の減少率はこれを上回るから、再入者率（入所受刑者人員のうち再入者が占める割合）は上昇傾向にあり、2020年には58.0%であった<sup>7</sup>。

#### (3) まとめ

治安情勢は改善傾向にある。また、再犯者、再入者とも人員は減少している。特に、若年者の犯罪減少が急激に進んでいる。

しかし、再犯者率、再入者率は上昇傾向にある。より安全・安心な社会を構築するためには、これまで以上に再犯防止が重要になっている。

### 3 不寛容な社会

ここで、再犯者、再入者数を押し上げ、再犯率、再入率を上昇させ得る社会的要因について考察したい。

#### (1) 不寛容な社会とは

NHKは、2016年6月、「不寛容社会」という番組を放映した。NHKの調査（2016年）では、「今の日本の社会は、他人の過ちや欠点を許さない不寛容な社会だ」と答えた人が「寛容な社会だ」と答えた人を上回ったという。

一つの言動をめぐって、インターネット上で、多くの人が怒りの声を上げる「炎上」事例が多発している。例えば、不倫が発覚したタレントが世間から一斉にバッシングを浴び、長期間にわたり「自粛」を余儀な

<sup>5</sup> 法務省法務総合研究所（2021）「令和3年版犯罪白書」

<sup>6</sup> 法務省法務総合研究所（2021）「令和3年版犯罪白書」

<sup>7</sup> 法務省法務総合研究所（2021）「令和3年版犯罪白書」

くされるケースがある。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に際しては、会議での発言をめぐり、大会組織委員会の会長が辞任を余儀なくされたほか、過去の不適切な言動をめぐり、複数の開会式の楽曲・演出担当者が辞任し、又は解任された。

インターネット発の「炎上」のほかにも、主張の先鋭化の傾向はみられる。例えば、「カスハラ」だ。悪質なクレームが増加している。2018年には、厚生労働省が、公式に「カスハラ」を用いるようになったという<sup>8</sup>。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいて、マスクをつけていない人を罵倒したり、公園で遊ぶ子どもに嫌がらせしたり、他県ナンバーの自動車を傷つけたりする行動が全国各地で見られた。さらには、同ウイルスに感染したことを「バッシング」される例も相次いだ。

また、犯罪者の親、配偶者、子、兄弟姉妹等が、犯罪者の家族であるとの理由で、不特定多数から非難を浴びたり、住所等を晒されたり、住居等の財産を棄損されたり、仕事や学校を辞めざるを得ないケースも相次いでいる<sup>9・10</sup>。

このような不寛容な社会は、「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念である「誰一人取り残されない」「平和で、公正かつ包摂的な社会」に反するものと言えよう。

## (2) 不寛容な社会の要因

なぜ社会が不寛容になるのか。この点について、岩波(2015)は、日本社会は価値観の均質性が高いために、その常識から外れた者は排斥され、非難される傾向にあると分析している<sup>11</sup>。このような、価値観が均質的な社会において、社会格差の増大、超高齢化社会、社会保障への不安などの社会問題が増大していることが、攻撃行動を引き起こす要因となっている可能性が指摘されている<sup>12</sup>。さらに、インターネットや SNS の

---

<sup>8</sup> 池内裕美(2020)「なぜ「カスタマーハラスメント」は起きるのか」(情報の科学と技術 70 巻 10 号 486-492)

<sup>9</sup> 鈴木伸元(2010)「加害者家族」(幻冬舎)

<sup>10</sup> 阿部恭子(2017)「息子が人を殺しました:加害者家族の真実」(幻冬舎)

<sup>11</sup> 岩波明(2015)「他人を非難してばかりいる人たち:バッシング・いじめ・ネット私刑」(幻冬舎)

<sup>12</sup> 池内裕美(2020)「なぜ「カスタマーハラスメント」は起きるのか」(情報の科学と技術 70 巻 10 号 486~492)

普及により、クレームを述べる手段が増えたことで、クレームが増加した可能性もある<sup>13</sup>。

木村（2018）は、インターネットの世界においては、生活保護や少年法の分野において、脆弱な者（生活保護受給者、少年）に対し、攻撃的なコメントが目立つと分析している<sup>14</sup>。これは、犯罪者やその家族についても当てはまると言えるであろう。

SNS が普及する前は、一般の人々は自らの意見を発信する手段をほとんど持っていなかった。しかし、今では、誰でも、気軽に、匿名で、発信できる手段を有している。過激な意見を投稿する者は多くはないものの、そのような意見は繰り返し投稿される傾向にあり、実際の「世論」よりも増長する傾向にあるだろう。また、それが、既存のメディアに報じられることにより、実際の世論が醸成されるケースも見受けられる。

### (3) 不寛容社会と再犯防止

このような「不寛容な社会」は、罪を犯したものの、社会の一員として歩みだそうとする者にとって負の影響を及ぼすおそれがある。なぜなら、雇用、異性との交際・結婚、家族・仲間とのつながりといった社会的要因に悪影響を及ぼすだけでなく、更生意欲、将来への希望という主観的要因にも悪影響を及ぼす可能性があるからである。例えば、雇用の場面において、取引先、従業員、顧客等から非難されるおそれがあると感じ、出所者等を雇用することを躊躇する雇用主がいるかもしれない。阿部（2017）は、詐欺事件で逮捕された加害者の娘が、通っていた高校において、多数の生徒や教師からも非難を受け、親友を失っていく様子を描いている。加害者の子供がそのコミュニティから排斥されるのであれば、加害者本人が更に排斥されることは想像に難くない。

また、近年の若者の犯罪減少の要因に関する土井（2016）の主張にも留意する必要がある。若者の間で同調圧力が高まっており、それが犯罪を思いとどまる要因として作用しているのであれば、一旦犯罪をしてしまった者を排除する作用も高くなっている可能性があるからである。

---

<sup>13</sup> 池内裕美（2020）「なぜ「カスタマーハラスメント」は起きるのか」（情報の科学と技術 70 巻 10 号 486-492）

<sup>14</sup> 木村忠正（2018）「「ネット世論」で保守に叩かれる理由」（中央公論 132(1), 134-141)

「再犯防止」を検討する上で、社会の不寛容化には十分留意し、その悪影響を最小化するよう努力する必要があるだろう。

#### 4 官民協働の現状

再犯防止は、国・地方公共団体のみで実施できるものではない。様々な民間の団体又は個人が再犯の防止等に関する活動を行っている。以下は、令和3年版犯罪白書に掲載されている、主な再犯防止活動（間接的なものを含む。）である。

##### (1) 篤志面接委員

矯正施設（刑務所、少年院等）において、受刑者や在院者の改善更生のために活動を行うボランティアである。2020年末現在、篤志面接委員は978人であった。

##### (2) 教誨師

矯正施設の受刑者や在院者の希望に応じて、宗教教誨を行い、精神的安定を与えるボランティアである。2020年末現在、教誨師は1,613人であった。

##### (3) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間のボランティアである。公務員である保護観察官と協働して保護観察に当たる。また、受刑者や在院者が矯正施設から、円滑に社会に戻ることができるように、釈放後の住居や就業先の調整も行っている。2021年1月1日現在、保護司は46,358人であった。人員の減少傾向が続いている。

##### (4) 更生保護施設等

更生保護施設や自立準備ホームは、矯正施設から釈放された人などに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、自立を援助する民間の施設である。2021年4月1日現在、103施設ある。

##### (5) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体である。2021年4月1日現在、1,281団体あり、会員数は14万539人である。

##### (6) BBS会

様々な問題を抱える少年と接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体である。2021年1月1日現在、全国の大学等に455団体あり、会員数は4,432人である。

#### (7) 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用しようとする民間の事業主である。2020年10月1日現在、2万4,213社であった。実際に雇用されている者（出所者等）は、近年増加傾向にあり、2020年は1,959人（10月1日現在）であった。

また、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、出所者等に就労先・住まいを提供することで、再犯の防止を目指しており、2021年5月末現在で、176社が参加している。

#### (8) 刑務作業の実施・製品の購入等

日本の刑法において、懲役刑受刑者は、作業義務を負っている。所内で規則正しい生活を送らせ、勤労させることにより、自己の役割や責任を自覚させ、知識・技能を付与することにより、円滑な社会復帰を促進する効果もある。受刑者は、木工、印刷、洋裁、金属、革工など様々な業種に従事している。

企業等は、刑務所に作業を発注し、刑務所から製品の納入を受けている。必ずしも全ての企業が再犯防止のために刑務所に発注を行っているわけではないが、刑務所からの労力の提供に対して金銭を支払うことで、刑務作業の維持に貢献しており、広い意味で再犯防止に協力しているといえる。

刑事施設では、再犯防止に関する広報も兼ねて、刑務所作業製品の販売イベント（矯正展）を実施している。例えば、例年6月に東京都千代田区において開催される「全国矯正展」には、多くの来場者がある。刑務所作業製品の利益は、次の刑務作業の原材料費等に充てられるので、刑務所作業製品を購入することでも、刑務作業の維持や再犯防止に貢献していると言える。

また、刑務所出所者等が栽培した農作物を使用したメニューを販売する飲食店もある<sup>15</sup>。

## 5 若者の関与

前記 2 で述べたとおり、再犯者率及び再入者率は上昇傾向にあり、より安全・安心な社会を構築するためには、再犯防止が重要である。そのような中、前記 3 で分析したように、社会の不寛容化は、再犯防止にとって悪影響を及ぼすおそれがある。特に、若者の再犯防止が、同調圧力の上昇によって、困難化している可能性がある。そのような中、前記 4 で挙げた官民協働の取組は、BBS 会を除き、若者の占める割合は低い。

そのような文脈において、若者の活動促進は、3つの理由において、より安全な社会をもたらすのに有益である。第1に、若者は、積極的に再犯防止のための活動に従事しておらず、拡大の余地が大きいといえる。第2に、若者が再犯防止の重要性を認識すれば、同調圧力による若年犯罪者の社会復帰困難性を和らげる可能性がある。第3に、言うまでもなく、彼らは今後の社会の担い手となっていく。彼らが再犯防止に協力的になれば、その影響は将来にわたって確保されることとなる。

本稿では、おおむね 1995 年以降生まれの、いわゆる Z 世代を主として念頭に置きながら、再犯防止活動への若者の参加促進策について検討したい。

### (1) Z 世代の特徴

一般的に、Z 世代は、他の世代に比べて、環境問題や人種問題等の社会問題に敏感であり、自分の利益のみを追求するのではなく、社会の幸福をも求めようとする傾向が強いといわれている<sup>16</sup>。

2018 年に行われた調査では、自らの価値観・ライフスタイルとして「社会に貢献する活動に取り組みたい」を選択する者の割合について、16～21 歳（1997 年から 2002 年生）（29.7%）は、29～35 歳（1983 年から 1989 年生）（19.3%）より、10.4pt 高かった<sup>17</sup>。

<sup>15</sup> 法務省大臣官房秘書課広報室（2021）「立ち直り支援に誰もが気軽に参加できる仕組みをつくる。～立ち直り応援基金を通じて取り組む#アクション～」（法務省だよりあかれんが 72 号 11-15）

<sup>16</sup> 今井久（2021）「エシカル消費に関する一考察」（研究年報社会科学研究，41-52）

<sup>17</sup> Z 世代会議（2018）「Z 世代レポート 2018」



2017 年の「再犯防止対策に関する世論調査」において、「誰一人取り残さない」社会は大切という意見について、18～29 歳（1988 年～1999 年生）は、「そう思う」と回答した者の割合が、全世代で最も高かった。

ただし、次の 2 点に留意する必要がある。1 つは、日本の若者は、他の世代に比べて社会貢献意識が高いことを示唆する実証データはあるものの、他国の若者と比較すると社会貢献意識が低い傾向にあることを示すデータもあるということである。国際的な比較調査において、13 歳から 29 歳までの者（1988 年から 2004 年生）につき、ボランティア活動に対する興味が「ある」と答えた者の日本における割合は、調査対象 7 か国で最も低かった（33.3%）<sup>18</sup>。

次に、2019 年の調査では、20～29 歳の者のうち、ボランティア活動をしたことがあると回答した者の割合は、10.1%に過ぎなかった<sup>19</sup>。「ボランティア活動に興味がある」と「ボランティア活動を実際に行う」の間には、相応の壁がある。興味があっても実際には行わない者の方が多い。数あるボランティアの中で再犯防止に関するボランティアを選択することを劇的に増加させることは難しいと言わざるを得ないだろう。

## (2) エシカル消費

エシカル消費とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいい、少しずつ関心が高まっている。

「持続可能な開発目標」（SDGs）には、ゴール 12 として持続可能な生産消費形態の確保が掲げられている。

1998 年には英国で「エシカル・トレード・イニシアチブ」というエシカルビジネスの協会が発足するなどの歴史を有しており、比較的社会に浸透しつつある。

日本国内においては、エシカル消費の一種であるフェアトレードの市場規模は先進国の中で低い水準であり、フェアトレードの認知度自体も極めて低いとされている<sup>20</sup>。

<sup>18</sup> 内閣府（2019 年）「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」

<sup>19</sup> 内閣府（2019 年）「令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

<sup>20</sup> 「倫理的消費」調査研究会（2017 年）「「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～」

消費者庁の調査によると、調査対象の 16～65 歳の者のうち 36.1%の者がエシカル消費を実施していると回答した。この割合は、3 年前の調査から 7.1pt 上昇した<sup>21</sup>。今後も増加していくことが見込まれる。

同調査によれば、10 代・20 代の者は他の世代に比べて、エシカル消費を実施していると回答した者の割合が低い(31.2%)、社会に貢献する活動に取り組む意欲は高いことから、エシカル消費の実践率が向上する余地は大いにあると思われる。

刑務所作業製品の購入も、再犯防止という課題への取組を応援するという側面を持っており、エシカル消費の一種といえるだろう。

### (3) エシカル消費の効果

消費者の立場からすると、消費という日常的な活動において、無理なく取り組むことができ、直接的なボランティア活動よりも気軽に参加できるといえる。日常生活を通じて、社会に貢献していることを実感することができる<sup>22</sup>。社会問題に敏感で社会の幸福を追求したいという Z 世代の価値観にも合致する。

また、エシカル消費が、将来の寄付行為やボランティア活動参加への誘因となる可能性もあるのではないかと考える。フェスティンガーによって提唱された認知的不協和説を当てはめれば、寄付やボランティア活動をしていない者がエシカル消費を行った場合、寄付やボランティア活動をしていないことに不協和を感じ、その状況を低減するために寄付等を行うことが考えられるだろう。2019 年度の内閣府による調査では、寄付経験とボランティア経験には正の相関が見られ、寄付経験がある者はボランティア経験がある者が多く、寄付経験がない者はボランティア経験のある者が少なかった<sup>23</sup>。

消費者庁の報告書によると、エシカル消費には、企業の立場からも 3 つの効果挙げられている。1 つは、流通の各段階において、社会や環境に配慮した行動を取ることによって、供給工程を包括的に管理しやすくなる。2 つ目として、社会的課題の解決に向けた行動が他の企業との

---

<sup>21</sup> 消費者庁 (2020) 「「倫理的消費 (エシカル消費)」に関する消費者意識調査報告書」

<sup>22</sup> 「倫理的消費」調査研究会 (2017 年) 「「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～」

<sup>23</sup> 内閣府 (2019 年) 「令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

差別化となり、新たな競争力を生む可能性がある。3つ目は、ステークホルダーからの信頼感と企業イメージの向上である。ステークホルダーには、従業員も含み、社会性の面での高い評価は、企業の持続的な成長に寄与することが考えられるという。

市場原理において、競争力のない企業は、市場から撤退せざるを得ないことから、社会的課題に向けて取り組む企業がより高い利益を得たり、企業イメージが向上したり、持続的な成長を成し遂げた場合、他の企業もこれに追随することが見込まれる。その場合、社会的課題への取組の熱心さについての競争が生じるであろう。

#### (4) エシカル消費を増やす方策

大企業の多くは、既に多様な CSR 活動を行い、その内容をホームページ等で公表している。しかし、一般消費者の多くは、企業間の取組の差異について、ほとんど知らず、多くの場合、前記の効果が十分に得られているとは言えないと考えられる。

このように、消費者一人一人が、商品やサービスを購入する際、その商品やサービスがエシカルかどうかを適切に判断することは容易ではないことから、一定の基準を満たしている商品等に付すことができるとされる認証マークがある。なお、矯正協会刑務作業協力事業の刑務所作業製品には「CAPIC」マークが付されている。

国民的な認知度を誇るエコマークは、環境庁（当時）が、1986 年に、環境に優しい商品の方法・製品の普及を図ることを表明したのを受け、1988 年に制定された。エコマークのほかにも、有機 JAS マーク、国際フェアトレード認証ラベル、FSC 認証、海のエコラベル、レインフォレスト・アライアンス認証等があるが、2つの問題点がある。

1つ目は、エコマーク（80.5%）を除き、認知度は高くないことである<sup>24</sup>。2つ目は、認証マークの多くは、環境問題に関係するものであり、環境問題以外に関する認証はほとんど見られないことである。

そのような中、「再犯防止」に資する商品・サービスを認証することとしても国民に浸透することは難しいと言わざるを得ない。再犯防止は、数ある解決すべき社会問題の一つに過ぎない。既に見たように環境問題

---

<sup>24</sup> 消費者庁（2020）「「倫理的消費（エシカル消費）」に関する消費者意識調査報告書」

に関するものだけでも多数の認証マークがあり、しかも、その多くは十分に認知されているとは言い難い。そこで、再犯防止を更に抽象化すると、「包摂的な社会の実現」となろう。出所者等に限らず、障害者、高齢者、外国人、就職氷河期世代、女性等の脆弱な人々を積極的に受け入れている企業を認証する仕組みを構築するのである。

このような取組が国民に浸透するには時間を要する。しかし、メリットも複数ある。1つ目は、失敗した者や脆弱な者に対し、不寛容化する社会に対し、包摂的・寛容的な社会の重要性をアピールするメッセージとなり得ることである。特に、若者は、他の世代に比べて、環境問題や人種問題等の社会問題に敏感であると言われている。彼らに対して、包摂的な社会の重要性を訴求していくことが重要となろう。2つ目は、前記のとおり、垣根が低いため実行しやすいエシカル消費は、将来の寄付、ボランティアの誘因となり得るほか、脆弱な者に対する差別的言動を抑制する効果が期待できることである。3つ目は、前記のとおり、企業間の競争を促す効果があるということである。

しかし、インクルーシブ・マーク（仮称）の創設は容易ではない。包摂的な社会の概念は広い。ステークホルダーは多数に及ぶ。関係機関は、中央省庁だけでも、法務省矯正局・保護局はもとより、出入国管理在留庁、内閣官房就職氷河期世代支援推進室、厚生労働省の職業安定局、雇用環境・均等局等多岐に及ぶ。関係機関の調整には、強力なリーダーシップが必要だ。

## 6 まとめ

再犯者率及び再入者率は上昇傾向にあり、しかも、SNS の普及等により社会が不寛容化している傾向にもある。より安全・安心な社会を構築するためには、現在、再犯防止への取組が熱心とは言えない若者層に、再犯防止を含む包摂的な社会の重要性に気付いてもらうことが重要である。若者を含む消費者が、日常的な活動において、無理なく、「誰一人取り残されない」社会実現に向けた活動に取り組むことができるようにし、より包摂的で寛容な社会を築いていくため、人に優しい商品・サービスであることを示す「インクルーシブ・マーク」（仮称）を創設すべきと考える

